

つながる商店街支援事業Q & A

1 見直しの背景について

Q1 本制度の見直しの背景について

A1

①地域拠点商業活性化推進事業の振り返り

- ・平成22年以降、各区において「地域拠点活性化推進計画」を定め、地域の拠点となる商業地で行われる取り組みに対し、重点的な支援を行ってきました。

②コロナ禍の影響

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度より「地域を支える商店街支援事業」を開始し、厳しい状況にある商店街に対して手厚い支援を行ってきました。
- ・コロナ禍という困難な状況だからこそ、商店街同士が連携してイベントに取り組むことができるように連携を推進し、拠点エリアでの事業については、支援をかき上げるなど、重点的に支援してきました。
- ・商店街においては、新たな取り組みや、連携の動きも広がりました。

③つながる商店街支援事業の開始

- ・令和4年度をもって、地域拠点商業活性化推進計画は計画期間が終了し、廃止となりました。
- ・商店街においては、来街者数や消費の減少に加え、高齢化や人材不足などから、単独の商店街のみで事業に取り組むことが難しくなっています。
- ・また、コロナ後平時の経済へ戻るなか、商店街同士の連携を引き続き促進するため、「つながる商店街支援事業」を令和5年度より開始しました。連携事業には2／3の補助率を設け、商店街同士で取り組む事業を重点的に支援してきました。

④つながる商店街支援事業の振り返り

- ・本事業により、商店街同士が連携するきっかけが生まれ、複数の取り組みが各地域において定着してきました。
- ・これまでは、回数制限があるために、限られた回数の中で事業を実施する必要があり、その結果、毎年同様の事業を1回実施するケースが多くみられました。
- ・市の財政状況も厳しさを増しており、これまでと同様の支援を将来にわたって続けることが難しい状況にあります。

⑤今後のつながる商店街支援事業の考え方

- ・限られた市の財源の中でも、商店街支援を長期にわたって継続していくため、補

助率は1／2へと見直します。

- ・回数制限を撤廃することで、小規模な取り組みや新たなチャレンジにも柔軟に対応できる制度となります。
- ・補助率を1／2に統一することで、事業規模を拡大する場合は、商店街の負担も増えることとなります。この点は、商店街の取り組みへの持続性において重要なポイントですが、影響も大きい話ですので、激変緩和対応として、上限を150万円としました。

Q2 事業の目的は。

A2 これまで商店街は、地域コミュニティの大切な拠点として、地域の暮らしやにぎわいを支えてきました。現在においても、商店街は、買い物の場にとどまらず、人と人がつながる場として、地域にとって欠かせない存在です。
商店街を取り巻く環境が変化する中であっても、商店街が持つ独自の文化や魅力を将来にわたり継続するために、商店街が行う賑わい創出、消費拡大の取り組みを支援します。

Q3 以前の制度とは何が違うのか。

- A3
- ① 「単独」・「連携」・「外部連携」の区分を廃止します。
 - ② 事業単位の申請へと変更します。
 - ③ 回数制限を撤廃します。
 - ④ 補助率を1／2に統一します。(上限150万円)

Q4 なぜ区分を廃止するのか。

A4 より柔軟に事業を活用することができるよう、申請区分を廃止します。
これまで区分ごとに補助対象者などの要件を設けていましたが、区分を整理することで要件を一律とし、より分かりやすい制度へと変更します。

Q5 「連携」区分をなぜ廃止するのか。連携は支援しないということか。

A5 令和5年度にコロナから平時に移行するなかで、連携を促すことを目的に補助率のかさあげをしました。連携促進については一定の効果が見られたことや、財政事情に鑑みて、今後も支援を継続するために時限的な補助のかさあげを見直しました。

Q6 回数制限の撤廃とは。

- A6 これまでは、申請区分によって回数制限を設けていましたが、回数制限を撤廃し、必要に応じて活用できるようになります。
- これにより、年度内に複数の異なる事業に取り組む場合や、新たな取り組みを行う場合でも、活用が可能となります。

Q6-1 春・秋で2回開催する事業は、複数回申請できますか。

- A6-1 申請できません。
- 限られた予算の中で、できるだけ多くの商店街や商業者による取り組みを支援するため、実施時期が異なったとしても、同一事業は年度内1回限りの申請となります。

Q7 「事業単位」の申請とは。

- A7 これまでは、補助対象者を区分ごとに整理し、「どの区分で、どの団体が申請するか」を基準として申請を受け付けていました。
- 改正後は、制度の区分ではなく、「どのような事業を行うのか」を基準に申請する「事業単位」の考え方とします。

Q7-1 同一事業かどうかは、どのように判断しますか。

- A7-1 以下の事項について確認した上で、総合的に判断します。
- ・ 事業目的や内容が同一か
 - ・ 実施主体が同一であるか
 - ・ 会計が一体となっているか（会計を分けて管理しているか）
 - ・ 広報の内容や手法が同一であるか
 - ・ 実施時期や実施場所が同一か、又は関連しているか

2 補助対象者（申請要項P1）

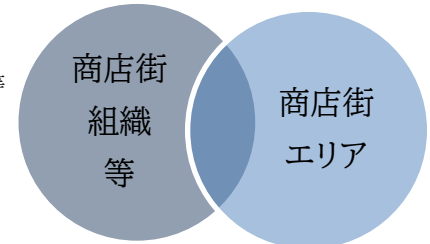
Q1 補助対象は。

- A1 補助対象事業は、商店街エリア内で行う事業もしくは商店街組織等が行う事業が対象です。商店街組織等が商店街エリア外で行う事業は、商店街の活性化に資すると判断される場合において、対象となります。

補助対象者は、以下の通りです。

- ・商店街振興組合、事業協同組合
- ・任意の商店街組織
- ・商工会、商工会議所
- ・商店街等団体に構成される組織
- ・商業者グループ

商店街組織等



※商業者グループの商店街エリア外は×

今まで「単独」「連携」支援において申請いただいていた団体から、対象者の考え方に大きな変更はありません。

※なお、商業者グループにおいては、商店街エリア内において実施する、商店街の活性化に資する事業が対象であり、特定の事業者の宣伝や利益の追求を主たる目的とするものは対象外です。

Q2 商店街の活性化に資すると認められる事業協同組合に該当するのは、どのような団体か。

- A2 中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合であって、定款等で商店街の活性化に資する活動をしていると確認できるものが該当します。

Q3 商店街を形成する任意の商店街組織に該当するのは、どのような団体か。

- A3 本事業では、商業又はサービス業を営む店舗が集まり、又は連なっている地域を商店街としています。規約等で組織の代表者、構成員の2分の1以上の者が商業又はサービス業を営んでいること、その活動区域が確認できるものが該当します。

Q4 商店街等団体に構成される組織とは。

- A4 商店街等団体などが集まり、共同で事業を実施するために構成した組織のことです。たとえば、複数の商店街等団体に構成される実行委員会や連合会などが該当します。仮に自治協やコミ協が主体の組織であっても、商店街等団体が参画している団体は、補助対象となります。

Q5 商業者グループとはどのような組織か。

A5 商業者グループとは、5人以上の者で構成する公益性及び一体性のある組織で、規約等で代表者を定めておりその構成員の3分の2以上の者が商業又はサービス業を営むものです。

※ なお、商業者グループにおいては、商店街エリア内において実施する、商店街の活性化に資する事業が対象であり、特定の事業者の宣伝や利益の追求を主たる目的とするものは対象外です。

Q6 商店街に属さない事業者が行う取組は、補助対象にならないのか。

A6 商店街に属さない事業者であっても、5人以上の者で構成される商業者グループとして実施する取組であれば、補助対象となります。一方で、今までの外部連携支援のように、事業者一人（一者）のみで行う取組については、商業者グループに該当しないため、補助対象とはなりません。

2 補助対象事業（申請要項P2）

Q1 「新規需要の創出」の事業内容は、申請要項に記載されているものだけか。

A1 申請要項に記載している「高齢者支援」「子育て支援」「環境配慮」「デジタル化対応」「インバウンド等広域対応」以外でも、商店街が新たな消費者ニーズに応えるために行う事業とみなすことができる場合は、補助対象になります。

Q2 「新規需要の創出」「集客・消費促進」に該当する事業の実施場所は、商店街以外の場所でも良いか。

A2 本事業は、商店街の集客及び消費促進、にぎわい創出を目的としているため、原則として商店街とその周辺地域（近接する地域）で行われ、商店街が営業しているときに実施する事業が補助対象になります。商店街以外の場所で実施するイベント等の経費（会場設営費、花火の経費等）は補助対象外になりますが、イベントの中で商店街のPRや誘客を実施する場合は、その実施に直接関わる経費のみ補助対象になります。

※ただし、申請者が商業者グループに該当する場合は、補助対象とはなりません。

Q3 「集客・消費促進」では、毎年恒例のイベントは補助対象になるか。

A3 毎年恒例のイベントも補助対象になります。しかし、既存の取組みだけではなく、可能な範囲で新たな取組みに挑戦して、これまで以上に集客・消費促進を図ることが望ましいです。

3 補助率・補助限度額（申請要項P3）

Q1 上限額は150万であるが、満額申請した方が得か。

A1 必ずしも申請額＝補助額にはなりません。事業規模や内容、過年度の実績等を踏まえ、事業費の妥当性や必要性を審査し、補助額を決定します。そのため、上限額まで申請した場合でも、申請額どおりの補助とならない場合があります。申請内容に比べて過大な事業費を計上した場合は、補助対象経費から除外、または減額する場合があるため、適切な申請をお願いします。

Q2 補助金交付決定後に補助対象経費が増額となった場合、補助金の額の増額は認められるか。

A2 補助金交付決定通知により通知した金額が、補助金の額の上限になります。事業の開始後に増額することがないように、補助金の交付申請を行う前に、十分に事業計画を検討し、見積書を基にした適正な収支予算書を作成してください。

4 補助対象・対象外経費（申請要項P3、4）

Q1 補助対象者の構成員が支払った経費は、補助対象になるか。

A1 原則として、補助対象者が自らの名称で行った契約や支払い（宛名が補助対象者の名称）が、補助対象になります。

Q2 補助金の交付が決定される前に、発注、購入等をした経費は、補助対象になるか。

A2 補助金の交付が決定される前に事業に着手していた場合は、発注、購入等をした経費だけではなく事業自体が補助対象外になります。

Q3 市外の事業者が発注した経費は、補助対象外になるか。

A3 補助対象外にはなりませんが、可能な限り市内事業者へ発注するよう努めてください。

Q4 謝金について、単価に基準はあるのか。

A4 謝金の単価の基準はありませんが、根拠を明確にして市場価格と比べ妥当な金額を設定してください。

Q5 謝金及び賃金、旅費について、申請者及びその構成員がイベントの運営に従事する場合や、出演する場合は補助対象になるか。

A5 補助対象外です。

Q6 商品券事業を行う場合、プレミアム分（購入額と利用可能額の差額）は補助対象になるか。また、プレミアム分に限度はあるか。

A6 補助対象です。過度なプレミアムとならないよう事前にご相談ください。

Q7 消耗品費について、景品類に限度額はあるか。

A7 1品3万円未満の物品・景品類が補助対象になります。また、景品表示法において、景品類の限度額が定められています。下記の「消費者庁WEBページ」を必ずご確認ください。

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/premium_regulation)



Q8 消耗品費について、自商店街のみで利用できる商品券等、換金性の低いものを景品とする場合は、補助対象になるか。

A8 補助対象です。

Q9 燃料費・水道光熱費について、どのような場合に補助対象になるか。

A9 補助対象事業に要したものであると明確に区別できる場合は、補助対象になります。

Q10 食糧費について、弁当代が750円を超えた場合は、補助対象になるか。

A10 1個あたり、750円（税抜き）までは補助対象になります。750円を超えた部分は、補助対象外になります。

Q11 食糧費について、イベント等の実施前に行う会議の弁当代は、補助対象になるか。

A11 補助対象外です。

Q12 使用料・賃借料について、キャッシュレス決済端末を個店に導入する経費は補助対象になるか。

A12 商店街として取り組むもので、補助対象者が自らの名称で契約や支払いを行う場合は、補助対象になります。

Q13 使用料・賃借料について、複数年度に亘る賃貸借契約を行った場合、契約した期間が補助対象になるか。

A13 補助金交付決定を受けた年度内に支払った経費に限って、補助対象になります。

5 その他（申請要項P 6）

Q 1 補助対象事業に収入がある場合の補助金額の算出方法は。

A 1 補助対象事業に要する事業費から収入を引いた額、又は申請要項P 3「4. 補助率・限度額」により算定した額のいずれか低い額を補助金の額とします。

例) 補助対象事業に要する事業費 250 万円（税抜き）

支出

補助対象経費 150 万円	補助対象外経費 100 万円
------------------	-------------------

収入

パターン① 参加費等の収入なし

補助金額 75 万円	自己資金 175 万円
---------------	----------------

● 補助対象経費 150 万円 $\times$ $1/2 =$ 75 万円（補助金額）

パターン② （事業費 - 参加費等収入） > 算定した額

補助金額 75 万円	参加費等収入 75 万円	自己資金 100 万円
---------------	-----------------	----------------

● 250 万円 - 75 万円 = 175 万円
> 補助対象経費 150 万円 $\times$ $1/2 =$ 75 万円（補助金額）

パターン③ （事業費 - 参加費等収入） < 算定した額

補助金額 50 万円	参加費等収入 200 万円
---------------	------------------

● 250 万円 - 200 万円 = 50 万円（補助金額）
< 補助対象経費 150 万円 $\times$ $1/2 =$ 75 万円

Q2 国や県等の補助金を併用することは可能か。

A2 併用することは可能です。補助対象経費から、国や県等の補助金等の額を差し引いた金額が補助対象経費になります。補助金交付申請書に添付する収支予算書参考書式3-1)には、補助対象事業に要する事業費全体について、各経費にどの補助金(市、県等)を充当するかわかるよう記載してください。

例) 補助対象事業に要する事業費 200 万円(税抜き)

支出	補助対象経費 150 万円	補助対象外経費 50 万円
-----------	------------------	------------------

収入	市補助金額 40 万円	国補助金額 70 万円	自己資金 90 万円
-----------	----------------	----------------	---------------

●補助金額 (補助対象経費 150 万円 - 国補助金額 70 万円) × 1/2 = **40 万円**
 < 補助限度額 150 万円